

委託契約書

委託業務の名称 「上場企業育成支援事業デジタルプロモーション業務」

契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)

委託期間 着手 契約締結日
履行期限 令和7年12月26日

上記の業務委託について、委託者 福島県（以下「甲」という。）と受託者 （以下「乙」という。）は、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、別記「仕様書」に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了し、仕様書に示した提出書類を甲に提出しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

（契約の保証）

第2条 乙が、この契約の締結と同時に納めなければならない契約保証金については、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項第4号の規定により納付を免除する。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、書面による甲の承諾を得ないで、この契約によって生ずる権利又は義務を、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（一括再委託等の禁止）

第4条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（委託業務処理状況の報告等）

第5条 甲は、必要があるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（委託業務内容の変更等）

第6条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

第7条 乙は、天災、その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第8条 委託業務の実施に関して乙の責めに帰すべき事由により発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延日数1日につき委託料の額に年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

(検査及び引渡し)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく完了届に実績報告書を添えて、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了届を受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委託料の一部を前金払することができる。

4 乙は、前項の規定により前金払を請求しようとするときは、委託料前金払請求書を甲に提出するものとする。

5 甲は、前2項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

6 乙は、第4項の規定により支払いを受けた委託料の額が、実支出額を超えた場合には、その超えた額を甲の指定する期日までに返還しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解

除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。

一 履行期限までに委託業務を完了しないとき又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイから第ホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

三 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的避難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

四 前各号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 13 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙に対して違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 に相当する金額を請求することができる。また、契約解除により、甲に損害が生じた場合、乙に対して甲が算定する損害額を請求することができる。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除されたとき

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす

ものとする。

- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第9条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（財産の帰属）

第14条 乙が委託業務の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）は、甲に帰属するものとする。

（財産処分の制限等）

第15条 乙は、委託業務の実施に伴い取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託業務の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

- 2 乙は、委託業務の実施に当たり、乙が所有する設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という。）を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合、当該調達方法については、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。なお、機器等の管理のため帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。
- 3 委託業務の終了等により財産の処分が発生する場合には、甲の承認を受けなければならない。なお、委託業務の実施に伴い取得した全ての財産について、売り払いにより収入があったときは、甲に納付しなければならない。
- 4 委託業務の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定したものについては、乙はこれを甲に返還するものとする。

（談合による損害賠償）

第16条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第一号又は第二号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による

排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第17条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（個人情報の保護）

第18条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（関係書類の整備）

第19条 乙は、委託業務に係る関係書類及び帳簿を備え付け、これを委託業務の完了日が属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（契約外の事項）

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第21条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙